

2020年11月30日

「ネオ de いりょう」等に特別な条件※1なくご加入できる引受範囲が拡大！ ～妊娠中の方がご加入の際に適用される条件※1も緩和！～

※1：条件とは、お引受けの際にご提示させていただく特別条件（「特定部位・指定疾病不担保法」、「保険金額（年金額）削減支払法」）のことをいいます。

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2020年12月1日申込日の新契約より、「特定部位・指定疾病不担保法」の適用対象を1つのみ（全期間不担保※2を除く。）に緩和する取扱を開始します。とりわけ、妊娠中にご契約される場合などには「子宮体部（帝王切開を受けた場合に限り。）」のみを不担保の対象とし、切迫早産などの異常妊娠および異常分娩について、帝王切開を除いてお支払いの対象となります。

これまで段階的に実施してきた「特別な条件なくご加入できる引受範囲の拡大」と、この新たな緩和取扱により、対象となる保険商品にご加入いただけるお客さまのうち、約98%の方が特別な条件を適用されないこととなります。

また、同日より、「保険金額（年金額）削減支払法」の取扱を停止します。

これにより、お客さまの病気やケガ・万一の不安の解消、とりわけ、結婚や妊娠・出産を控える女性のお客さまに「あったらいいな」と感じていただける商品のご提供が可能となるなど、より幅広いお客さまニーズにお応えできるようにしました。

「特定部位・指定疾病不担保法」適用対象の緩和のポイント

改定

「特定部位・指定疾病不担保法」の対象となる身体部位・指定疾病を「子宮体部（帝王切開を受けた場合に限り。）」の1つだけに緩和（全期間不担保※2を除く。）

これまで、妊娠中にご契約される場合などには、「異常妊娠および異常分娩」を一定期間不担保とする取扱としていましたが、2020年12月1日申込日の新契約より、「子宮体部（帝王切開を受けた場合に限り。）」のみを不担保の対象とします。

これにより、妊娠中にご契約された場合でも、切迫早産などの異常妊娠および異常分娩について、帝王切開を除いてお支払いの対象となります。

※2：全期間不担保となるのは原則「耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起」、「眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）」、「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」のみ。

【対象となる保険商品】

無解約返戻金型終身医療保険、無解約返戻金型治療保障保険、無解約返戻金型入院一時給付保険

「保険金額（年金額）削減支払法」取扱停止のポイント

改定

「保険金額（年金額）削減支払法」が適用されたご契約について、契約日からその日を含めて当社の定める削減期間内に被保険者が死亡されたときなどに、保険金額や年金月額に削減期間に応じた割合を乗じた金額をお支払いしていましたが、2020年12月1日申込日の新契約より、この取扱を停止します。

【対象となる保険商品】

低解約返戻金型特定疾病保障終身保険、無解約返戻金型収入保障保険

ご参考：用語のご説明

特定部位・指定疾病 不担保法	当社が指定した身体部位または指定疾病について、危険の程度に応じ一定期間保障不適用とする方法です。
保険金額（年金額） 削減支払法	当社が定めた削減期間内に保険金や年金などをお支払いする場合、支払うべき保険金額や年金月額などに削減期間に応じた割合を乗じて得た金額をお支払いする方法です。ただし、災害または約款所定の対象となる感染症による場合は、保険金額などの削減はありません。

ネオファースト生命は、進化と変化をいち早くとらえ、第一生命グループが目指しているお客さま一人ひとりのQOL^{※3}向上、とりわけ「保障」と「健康増進」において、「あってよかった」「こんなものが欲しかった」と思っただけの商品・サービス等をご提供できるよう、従業員一丸となり取り組んでまいります。新たな時代の先駆けとして、進取と変革に“挑戦”し、持続的な成長を実現できる会社となるよう精一杯努めてまいります。

今後とも、さらなるご支援、お引立てを賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

※3：第一生命グループでは、QOL（Quality of Life）向上について、「一人ひとりが望むしあわせな人生や、生き方を実現すること」と考えています。

以 上